

スターレット事件に見られる収用に関する国際法規則

河野 真理子

序

収用とは個別的に個人の所有する財産を国家の管理下に移転する行為を意味する⁽¹⁾。国家が自国内にある外国人の財産権を奪取する際に、文字どおりの財産権の移転ではなく、何らかの間接的な方法で当該外国人の財産権に関する管理能力を實質的に奪い、撤退を余儀なくさせるような行為が行われることがある。たとえば、税率の引き上げ⁽²⁾、認可の範囲の漸次的撤回⁽³⁾などの行為がこれにあたる。こうした措置は「這びよる国有化、あるいは収用」、または間接的な国有化、あるいは収用⁽⁴⁾と呼ばれ、今日、いわゆる全面的な国有化措置よりも頻繁に見られる傾向にある。とりわけ本稿で取り上げるスターレット事件で仲裁判断を示したイラン⁽⁵⁾とアメリカ請求権裁判所の一連の仲裁判断は国有化と収用を区別することの實質的な効果の明確化に貢献していると評価される⁽⁶⁾。ここでは収用に関する補償問題が論じられた事例の一つとしてスターレット事件を取り上げ、そこで示された判断の国際法上の意義を論じたい。

第一章 イラン⇨アメリカ請求権裁判所について

スターレット事件は、イラン⇨アメリカ請求権裁判所によって判断が示されたケースである。事件の内容を論ずる前に、この裁判所の概要を簡単にまとめておきたい。

第一節 イラン⇨アメリカ請求権裁判所の設立の経緯

この請求権裁判所は、イラン革命とこれに続く在テヘラン米国大使館員等人質事件、またこれをきっかけとする米国内でのイランの資産の凍結措置等によって損害を受けた両国の国民の請求を扱うために設立された仲裁裁判所である。イラン革命の前のパーレビ政権は米国と密接な関係にあつたため、両国間、あるいは両国の国民が関与していた経済商業関係は長期の関係を見込んだ広範なものであつた。イラン革命をきっかけにこうした関係が大きく変化し、イラン国内の米国人資産が収用され、米国人が損害を被ることとなつた。また在テヘラン米国大使館などの占拠と館員等の身柄の拘束、及びその後のイラン政府の対応への報復措置として、米国が同国内等にあるイランの資産を凍結したことからイラン人も損害を被ることとなつた。また、こうした状況の中で、米国人被害者が自らの権利の救済を求める訴訟を米国などの国内裁判所に提起し、凍結されていたイランの資産のかなりの部分が差し押さえられることになつた。米国大使館員などの解放に関して米国とイランの間で行われた政治交渉の中で、凍結されたイランの資産の回復が重要な問題の一つとして取り上げられたが、前述のようにこれらの資産は国内裁判所の判決の執行のため、

既に差し押さえの対象となつていたため、単なる凍結の解除では資産の回復が実現しない状況になつていた。

両国間の政治交渉の結果、米国民の請求とイラン人の請求に対応するための特別の裁判所を設立するという方法が選択され、一九八一年一月一九日にアルジェリア政府が出した2つのアルジェ宣言(一般宣言と紛争解決宣言⁽⁵⁾)によつて請求裁判所が設立されることになつた。

第二節 請求権裁判所の概要

この裁判所の目的は、米国民対イラン、イラン国民対米国の紛争に関して提起された国内裁判所における訴訟を全て終了させ、拘束力のある仲裁判断によつてそれらの紛争を解決することである⁽⁶⁾。裁判所は九人の裁判官で構成される(紛争解決宣言第三条)。紛争解決宣言第五条には、「裁判所は全ての請求を法に基づいて判断する。裁判所は、関連する貿易慣習、契約規定、及び事情の変化を考慮した上で適用しようと判断した抵触法規則と商法及び国際法の原則を適用する」と規定され、この裁判所の判断基準が衝平と善などの法以外の原則によらないことが明言されている。また、同宣言の第四条によれば、裁判所の判断は終局性と拘束性を持ち(第一項)、いかなる国家の裁判所においても当該国の法に従つて執行されうる(第二項)とされる⁽⁹⁾。また、米国民の請求者に対する金銭の迅速な支払いを確保するためにイランの資産の一部を財源とする銀行口座がオランダに開設された点もこの紛争解決システムの特色の一つである⁽¹⁰⁾。

裁判所の基本的管轄は紛争解決宣言第二条に規定される。まず、人的管轄(*ratione personae*)に関しては、一方の国家からの国民の他方の国家の政府への請求とされ、一方の国家の政府の他方の国家の国民に対する請求は、反対請

求としてのみ裁判所の管轄権の範囲とされる(第一項)。第七条では、国民の要件を自然人の場合は国籍、法人の場合は設立準拠法とする(第一項)こと、また、国家の側の当事者を、政府だけでなく、政治的な下部組織や、法的あるいは実質的にイラン政府が管理している機関とその下部組織の全てとする(第三項、第四項)ことが規定されている。次に時間的管轄(*ratione temporis*)は一九八一年一月一九日のアルジェ宣言以前に生じていた紛争(第二条、第一項)で一九八二年一月一九日より前に請求が行われたものだけに限定される(第三条)。また事項管轄(*ratione materiae*)については、債務、契約、収用、その他の財産権の侵害にあたるような措置から生ずる請求と反対請求(第二条第一項)、両国政府間の物品や役務の売買契約に関する請求(同条第二項)、及び宣言の解釈に関する紛争(同条第三項)と規定されている⁽¹⁾。また裁判所の管轄に関するこれらの規定は厳密に解釈されるべきであるとされてきたことも付言しておかねばならない⁽²⁾。

第三節 適用法規に関する若干の問題点

イラン・アメリカ請求権裁判所の事例研究にあたっては、前節で述べたような一般的概要に加えて、この裁判所において適用される法規則の内容に関する議論にも若干言及しておくなければならない。本稿で扱うスターレット事件は収用の際の補償の金額の決定が論じられた事例である。収用に関する問題がこの裁判所において扱われるとき、適用法規に関してしばしば論じられるのはこの裁判所が適用すべき補償原則は何かという問題である。イランと米国の間には一九五五年に友好経済領事条約が結ばれており、その第四条第二項で、財産権の奪取があつた場合、奪取された財産の価値に完全に一致する正当な⁽³⁾補償の迅速な支払いが両国の義務とされていた。この規定を文言通りに

適用するならば、全ての収用の事例において全く議論の余地なく、完全な補償の支払いが確保されることになる。しかし、イラン側は以下のような理由をあげてこの第四条第二項の規定が適用されるべきではないと主張した。すなわち、まずこの条約が新政権に対して拘束力を有さない、また、たとえこの条約に拘束力があるとしても、第四条第二項の適用にあたっては、第二次世界大戦後の天然資源に対する恒久主権の主張の枠組みの中で試みられてきた、補償原則の見直し、すなわち補償の金額の縮少の傾向を考慮した上で補償額の算定原則が決定されねばならないと論じたのである。これに対して、裁判所はこの条約のイランの新政権と米国との間での有効性を認め、友好経済領事条約の補償に関する規定は特別法 (*lex specialis*) として一般法 (*lex generalis*) である慣習法に優越して適用されると述べ、完全な補償を原則とする判断を行っている⁽¹⁵⁾。ただし、仲裁人の中には特別法と一般法の区別を論ずるまでもなく、完全な補償の要件は今日でも国際慣習法であるとする意見も示されており、学説上もイランが主張するような限定的な補償原則が国際慣習法となっていることを認めない立場が見られる点は付言しておかねばならない⁽¹⁶⁾。

第二章 スターレット事件の事実と中間判断

スターレット事件については一九八三年の中間判断⁽¹⁵⁾と一九八六年の最終判断⁽¹⁶⁾が示されている。中間判断は、本件に関する裁判所の管轄権の有無とイラン政府による収用の事実の可否についての判断がなされ、この判断に基づいて、最終判断で具体的な補償の金額が決定された。この章では事件の事実と中間判断の内容をまとめる。

第一節 事実

スターレット住宅会社（以下、S H C）は、建設計画を立案し実行する子会社を傘下に持つ米国法人である。同社は、テヘラン郊外にある未開発の地域での住宅の建設についてオムラン銀行との間で合意を結び、この計画を実施しようとした。なお、オムラン銀行はイランの開発銀行である。また、本件において共同請求者となっているスターレット・システムズ社とスターレット・ハウジング・インターナショナル社はS H Cが株式の一〇〇%を所有する子会社である。⁽¹⁷⁾

一九七四年一月二日と一九七五年一〇月一八日の合意によれば、土地の購入、開発、住宅建設、及び建設した住宅の販売がS H Cによって行われるとされていた。とりわけ、一九七四年の合意は「基本合意」と呼ばれ、これには計画の詳細な内容を規定した付属文書が付されていた。そしてこの合意に基づいて、計画を実施するための子会社、スターレットS A（スイス法人、以下S A A）が設立された。さらにS A Aは、オムラン銀行との協議の結果、イラン国内の土地所有権を取得するために、一九七五年にシャー・グリ・アパート社（イラン法人、S H CはS A Aを通じて同社の株式の七九・五%を所有、以下S G A）を設立し、基本合意に基づく権利をS G Aに委託した。従ってこれ以後、建設計画の実施はS G Aが行うことになった。⁽¹⁸⁾

基本合意では、S G Aの本合意に基づく義務とオムラン銀行がとるべき保護措置が規定され、また計画の実施の開始の期限や、当事者に合意に違反する行為があつた場合の措置、不可抗力（暴動や国内法の改正などを含む）の場合の措置⁽¹⁹⁾などが規定されていた。また、請求者の申し立てによれば一九七六年二月に、収用や暴動などの直接的な結果として計画が中断を余義なくされた場合、本合意に関して正当になされた借入金をオムラン銀行が支払う旨の保証が

与えられた⁽²⁰⁾。

この基本合意の下で、S G Aは土地を購入し、その代金の一部がオムラン銀行に支払われた。また、住宅の完成に先立って、標準契約⁽²¹⁾に基づいて建設予定の住宅の販売が行われ、その代金の一部の回収も行われた⁽²²⁾。

請求者の主張によれば、建設費用の調達のためにS H Cとその子会社はS G Aに資金の貸し付けを行った。この貸し付けは正規の手続きに従ったものであった。また、請求者の主張によれば、この建設計画は地域の事情の十分な調査をふまえた優れたものであり、必要な手続きも全て満たされていた。しかし、計画が七五%終了した時点で、被雇用者がイラン国内から強制的に退去させられたためにその後の計画実施ができなくなった。その後も請求者側は幹部の一部を常にイランに滞在させ、状況が好転すれば計画を再現できるような体制をとっていた⁽²³⁾。

第二節 当事者の主張

請求者は以下の三点のような請求を行う⁽²⁴⁾。

第一に、請求者は違法な収用とその他の国際法上の財産権に関する義務に違反する行為によって、建設計画とS G Aに関する権利を侵害されたことに対して、一一二、六七二、六一三ドルの支払いをイラン政府に対して請求する。スターレット社は暴動や不可抗力によって計画を完成できなかった。またイランは、スターレット社の建設計画の実効的な活動、管理及び利益を奪取するような行為や政策を承認する態度、すなわち事実上収用にあたる政策をとり、また最終的には補償に関する規定のない政府命令によってこの収用を正式に認めた。

第二に、基本合意の第十条の不可抗力に関する規定に基づいて、請求の相手をオムラン銀行の契約上の義務に責任

を負っているメラット銀行、マルカジ銀行、及びイラン政府とする。請求者は建設契約に関する損害に基づき、計画の進捗状況を考慮した上での衡平な金額として、一一二、六七二、六一三ドルを、あるいは、実際に請求者が被った損害に基づいて算定した最低限の金額として、六八、八八八、八〇八ドルを請求する。

第三に、本件におけるメラット銀行とマルカジ銀行、イラン政府に対する六八、八八八、八〇八ドルの請求はオムラン銀行の保証協定で認められた現存利益に基づく請求である。

また、本件では違法な収用に基づく請求も行われる。一九七八年九月三〇日時点で算定された、現存利益の損失について九七、六二一、二五三ドル、逸失利益の損失について一五、〇五一、三六〇ドルの支払いを請求する。最終的な請求金額はこれらに一九八一年九月三〇日までの利子を加算して、一一二、六七二、六一三ドルである。

この請求に対して被請求者側は以下のように主張する。

まず、被請求者は、本件に対する裁判所の管轄権に関して、第一に、請求者が米国人でないこと、第二に、請求者の請求する金額が米国内での訴訟で主張された金額よりも大幅に大きいこと、及び、第三に、本件に関する紛争解決の方法としてこの裁判所が不適当であること、及びメラット銀行、マルカジ銀行、及びイラン政府を被請求者とすることが不適当であることの三点を理由として裁判所に管轄権がないと主張する⁽¹⁵⁾。

また本案に関して、被請求者は以下のように主張した。まず第一に、イラン政府の行為は収用にはあたらない。なぜなら、オムラン銀行とイラン政府は、イラン革命以降イランを退去した米国人社長の代わりに、暫定的に社長を任命したうえで、会社側に対して米国人社長の帰国、または新社長の任命を要請したが、会社側はこの要請を拒否した。被請求者は反対請求として、S H C による建設計画の遂行という特定履行を請求する。第二に、基本合意の不可抗力

に関する規定によつても S G A は合意に基づく義務の履行を停止することはできない。第三に、オムラン銀行の金融に関する保証は認められるべきではない。⁽²⁸⁾

そしてさらに被請求者は反対請求として、オムラン銀行の S G A に対する貸付金の未返済分、合意によれば支払われるはずであつた土地の代金の残り、建設計画の遅延による住宅購入者の損害等に関する金銭の支払いを請求する。⁽²⁹⁾

第三節 裁判所の中間判断

管轄権問題に関して、まず請求者の国籍については会社の設立地、株式の所有形態から見て、請求者である三社はいずれも米国民と認められる。また米国内での訴訟で請求された金額と本裁判所に請求された金額が大幅に異なる点について、この裁判所の管轄権は必ずしも米国内で訴訟が提起された問題のみに限定されるのではなく、従つて、請求金額の相違も問題とはならない。また本件の紛争解決方法としてこの裁判所は適切であり、被請求者も適切であるなどの理由で、裁判所は本件における管轄権を認める。⁽³⁰⁾

本案に関する請求の核心にあるのは本件に関連するイランの行為の性質の問題である。この点について、請求者側が違法な収用行為があつたことを主張する根拠として取り上げたのは、建設計画の実施に必要な労働者の国外退去、港湾や市場の閉鎖による物資の不足、銀行制度の崩壊、オムラン銀行の国有化、S G A の銀行口座の凍結、スターレツト社の幹部や事務所に対する嫌がらせ行為、スターレツト社の財産権を侵害するような一連の命令等である。請求者は、これらの行為が住宅の建設計画を実質的に妨害するものであつたことは違法な収用にあたる⁽³¹⁾と主張した。

これに対し被請求者側は、労働力の減少は S G A の財政上の理由によるものであること、物資の不足の原因は S G

A側にあつたこと、銀行制度の崩壊は、もしこれがあつたとしてもS G Aの経営に影響を与えなかつたこと、オムラ
ン銀行の国有化や請求者側が主張する様々な嫌がらせ行為等はS G Aの経営に影響を与えるものではなかつたと主張
する。⁽³⁰⁾

裁判所は以上の当事者の主張に関して、以下のように判断する。

本件においては建設計画やS G Aについてこれを直接に国有化あるいは収用する命令が出された事実がないこと
については当事者間で争いが無い。しかし国際法においては、国家の財産権への介入行為が直接的権利の移転を伴
わなくとも実質的にその財産権の収用にあたる程度に広範囲なものである場合、これは実質的な収用と認められる。
本件の場合、少なくとも一九八〇年一月末の時点で請求者がS G Aに関する財産権の実効的な管理とその利益を奪取
されていたことはほぼ確実である。ただし政府が財産権に対する管理権を奪つたことそれ自体が自動的にかつ即座に
国際法上補償が要求される財産権の奪取となるわけではない。本件で注目されるべきであるのは、S G Aは常に建設
計画の実施を要求されてきたという点である。しかし、その実施は多数の米国人被雇用者（とりわけ監督者など）の
確保や関連事業活動の続行に依存しており、それらが確保できない状況中での計画の遂行は不可能であつた。また
この問題に関して、S G A側に補償の支払う旨の意思の提示がなされたこともない。従つて一九八〇年一月末の時点
で、イラン政府は本合意に関する財産権に介入したことが証明される。ただし、革命によつて政治制度や経済制度が
変更される可能性のある国家における計画に対する投資にあつて当事者はそのリスクを十分に考慮した行動をしな
ければならない。革命それ自体によつて当然に投資家が補償を受ける権利を獲得するとは言えないからである。従つ
て革命のプロセスの中での出来事は財産権の奪取にはあたらなないと考えられる。以上の理由から、裁判所は財産権の

奪取が起こつた期日を一九八〇年一月三〇日であると判断する。⁽³¹⁾ただし、便宜上計算の起算日は同年一月三一日とする。

奪取された財産権の内容については、本件の場合有形の財産権だけでなく、経営権や建設計画の完成と住宅の販売に関する権利などもこれに含まれると裁判所は判断する。⁽³²⁾

第四節 査定

具体的な金額の算定は専門家の意見書の提出を待つて最終判断の中で示されることになるが、裁判所は中間判断の中で専門家が査定すべき事項を明示、本件において認められるべき補償の範囲を示している。それによれば、専門家には以下のことが求められる。第一に一九八〇年一月三一日時点での建設計画に関する利益を含むS G Aの企業価値を現在価値方式(D C F方式)にもとづいて計算すること、及び反対請求で主張される計画の中止に関するS G Aの責任の査定。第二に、合理的に見て一九八〇年一月三一日時点でS H Cが得ていたであろう総利益の査定。第三に、S G Aの株式の二〇・三%が請求者の所有でなかったことによる減額の程度の査定。第四に、計画の実施に関するS G Aの債務。第五に、建設工事に用いられていた重機械の所有者の特定と一九八〇年一月三一日時点でのこれらの価値。

裁判所は以上の点に関する専門家の調査報告を待つて最終判断を下すと述べている。⁽³³⁾

なお、この中間判断には、その事実認定など様々な点についての誤謬を指摘する、仲裁人の一人、ホルツマンの補足意見が付されている。⁽³⁴⁾

第三章 最終判断

前章で述べたように最終判断で示されたのは具体的な補償の金額の決定であった。中間判断の後、両当事者は専門家に金額の算定のための多くの資料を提出した。専門家はこれらの資料に基づいて中間判断で示された項目について詳細に金額の算定を行っている。⁽³⁶⁾

裁判所は、最終判断にあたりまず、準拠法に基づく補償の判断基準と専門家の意見書の影響力についての判断を述べている。

まず、補償の基準について裁判所は、本件の準拠法であるイランと米国の友好経済領事条約第一四条第二項で奪取された財産権に完全に等しい正当な(just)補償が支払われるべきであると規定されていることを指摘し、この規定が補償の基準となることを認めている。また、この条約規定によって保護されているのは米国人の財産権に限定されているのに対して、本件で問題になっている収用の対象となった財産権の一部の所有者が米国人でないことが補償の金額の算定にどのような影響を与えるかについての判断が示されている。すなわち、本件で収用の対象となった財産権の一部の所有者は、請求者の一つである米国法人・スターレット・ハウジング・インターナショナル社が一〇〇%の株式を所有するドイツ法人・スターレット・ハウジング GmbHであったため、米国法人たる親会社か外国法人たる子会社に関して持っている利益がこの条約規定に基づく保障の対象となりうるか否かが判断されたのである。それによれば、条約規定の文言は米国人の「財産権(Property)」となっているがこれは米国人が直接所有している財産権に限

らず、「財産権に関する利益 (interests in property)」を意味し、その範疇には子会社を通じて米国人が間接的に所有している財産権も含まれると見なされるべきである。⁽⁶⁾従って、スターレット・ハウジング・GmbHの有する財産権はスターレット・ハウジング・インターナショナル社が子会社に関して有する利益として本件における補償の対象となるとされたのである。

専門家の意見書の重要度については裁判所は以下のような判断を示している。まず、裁判所の依頼による専門家の意見書の提出は、取用に関する紛争で、その補償額の算定に技術的な情報が必要な場合にこれまでにもしばしば行われてきた。またその意見書の意義を決定する際には専門家の質が重要であるが、本件で意見書を提出した専門家の質については当事者のいづれからも異議が唱えられることがなく、また提出された意見書は優れたものである。従って、本件では専門家の意見書の内容は重要なものと認められる。このような判断の結果として、以下の補償の金額に関する判断も意見書に沿った形で示されることになる。⁽⁷⁾

専門家が意見書の中で示した補償の金額の概念や算定方法について裁判所は以下のように述べる。専門家の意見書ではSGAの公正市場価値の算定額が示されている。ここで言われる公正市場価値とは、企業を買収する意思のある買い手が、充分な情報を得た上で企業を売却する意思のある売り手に支払うであろう金額と定義される。また、ここでは両当事者ともに利益を最大限にしたいと考え、いかなる脅迫も受けていない場合が前提とされている。このように定義される公正市場価値を一九八〇年一月三十一日時点で算定することに関して当事者のいづれからも異議は唱えられなかった。

専門家の意見書ではSGAの企業価値の算定に関しては薄価のみでは不十分とされ、DCF方式を用いて公正市場

価値が算定されている。裁判所はこの立場を論理的でかつ適切なものとする。ただし、意見書の中で SGA の企業としての価値を減ずる要素として様々な政府の措置があげられている点については、裁判所はこれらの要素全てが、国際法に基づいて収用に対する補償を算定する際に考慮するべきものとは考えられないとしている。⁽⁴⁵⁾

以上のような基本方針を示した上で、裁判所は専門家の意見書で示された補償の金額を項目毎に検討している。それらの項目として、第一に、一九八〇年一月三十一日時点での SGA の財政的な状況（関連会社との取引状況、国外からの借入金、計画の実施状況や税金の支払い状況等）、第二に、将来的に見込まれる利益（販売される住宅の価格や駐車場の価格等）、第三に建設費用など将来的な支出とその他この計画に関連する利益を含めた現存利益と逸失利益の両方があげられている。特に、SHC から SGA に貸し付けられた資金に関して、これも建設計画に関連する請求者の財産権の一部として補償の対象とされた点は注目される。⁽⁴⁶⁾

最終的に認められた補償の金額は、三三、八九七、七〇七ドルと年利八・五%の利子である。⁽⁴⁷⁾

なお、この最終判断で、仲裁人ホルツマンは裁判所の補償の決定方法などに対する補足意見を付した上で裁判所の結論に賛成している。⁽⁴⁸⁾ これに対し、仲裁人アメリカは、この最終判断が不適当であるとの声明を出して最終判断に署名していない。⁽⁴⁹⁾

第四章 スターレット事件の法的論点

スターレット事件の仲裁は収用に関する紛争が取り上げられた従来のアド・ホックな仲裁と、請求に関わる当事者

の性格が決定的に異なっている。アラムコ事件、サファイア事件、リビアの国有化に関する一連の仲裁、アミノイル事件など、国有化や収用に関するアド・ホックな仲裁は従来も見られたが、これらの仲裁では、あくまで国家と契約を結んだ外国人が当該国家を直接の請求相手として、自らの契約上の権利の回復を求めるものであった。従って、これらの事件では国有化や収用という国家の行為は、契約上の権利義務関係に影響を与える要因としてとらえられることになった。^(注)しかし、本件の場合には、スターレット社とイランの間に本来契約関係はなかったし、またスターレット社の請求も専らイラン政府の行為が違法な収用にあたることを理由とする補償の請求であった。それゆえに、本件は、収用に対する補償に関する国際法上の問題点を中心に検討した事例といえるのである。収用に関する国際法上の規則についてスターレット事件が提起している問題点は主として収用の概念そのものと補償の算定方法にあると考えられる。以下でこの二つの点を論ずる。

第一節 国家による外国人財産の収用

スターレット事件では国有化や収用を实行するための正式な立法措置がないにも関わらず、国家の何らかの行為によつて、私人が財産の管理や運用から得られたであろう利益が実質的に奪われた場合の補償が争点となった。このように正式の立法措置を伴わない財産権の奪取に関する議論は、這びよる国有化や収用が行われうる今日、軽視されてはならない。這びよる収用の一例であるスターレット事件の判断において見るべき点は財産権の奪取の有無の認定にあつた原因行為の態様と奪取の対象となる財産権の種類に関する議論と、革命などの争乱状態に伴つて生ずる財産権の侵害に対する国家の補償のあり方に関する議論である。

まず、本件で、請求者はイラン政府によつて違法な財産権の収用が行われたと主張した。この点について裁判所は、問題になつてゐる建設計画の実施には監督者等の米国人被雇用者の確保や関連事業活動の継続が不可欠であること、すなわち、これらの要素が確保できないことによつて、本件での建設計画に関する管理権や経営権が実質的に奪取されたことを認めて、建設計画を妨げるような行為をイラン政府が行つたことは収用にあたりと判断した。冒頭にも述べたように、いわゆる「這びよる収用」とされる行為の代表的なものは、鉱区の使用料や税率の引き上げ、開発認可を与えた区域の削減などのように財産権に関わる権利が機能している地域に直接関わるものであつたり、会社の強制的な清算措置など、会社そのものの物理的存立に関わるものである場合が多いが、本件のように、非常に間接的であっても実質的に計画の実施を阻むような行為は収用の一態様と認められ得るのである。イランⅡアメリカ請求権裁判所ではこうした非常に間接的な方法で外国人の財産権を侵害するケースが多く扱われている。これはやはり、この裁判所の管轄がイラン革命や在テヘラン米国外使館員等人員事件などが起こつてゐる反米的な政治状況の中でなされた行為に関する補償を扱つてゐるがゆえであると考えられる。しかし、そのような特殊な政治的状况を考慮してもなお、いかに間接的な方法によつてもそれによつて外国人が自らの財産権に関する実質的な管理権や利益を失つたことが認められる場合、そうした行為が収用と見なされうると判断された点は一般論としても意味のあるものである。イランⅡアメリカ請求権裁判所の設立後まもなくの段階で既にこの裁判所は間接的な方法を用いた収用の概念の明確化に大きく貢献しているという評価がなされているが、その後、今日にいたるまでの仲裁判断の内容から見てもこれは正當なものといえよう。⁽⁴⁸⁾

収用の対象となつた財産権の範囲に関しては、有形の財産権だけに留まらず、会社の経営権や建設計画の実施と住

宅販売に関する権利など、非有形的な権利もこれに含まれると判断された。こうした非有形的な権利に対して補償を認める立場は、イラン⁽⁴⁷⁾アメリカ請求権裁判所の判断に多く見られるものであり、また、これは従来から認められてきた立場に沿ったものである。例えば、建造中に米国政府に接収された船舶の所有者に対する補償の金額が決定されたノルウェー船の所有者に関する事件で、仲裁裁判所は接収された船舶そのものの価値だけでなく、船舶の建造が支障なく終了することに関する契約上の権利もこの取用において補償の対象とされるべきであると判断している⁽⁴⁸⁾。またリビア政府の国有化措置によつて契約上の権利を侵された外国法人に対する補償が問題になつた事件や、クウェート政府の国有化令による契約上の権利の侵害が問題になつた事件でも取用の対象となる財産権は物質的なものに限られず、契約に関係して当事者が有していた様々な利益の全てが財産権の範囲に含まれるとの判断がなされている⁽⁴⁹⁾。

また、革命や戦争、内戦などの争乱状態の下で外国人の財産権が侵害された場合、これら争乱状態それ自体の存在によつて補償を受ける権利が当然被害者に生ずるのではなく、そうした状況を背景として行われた国家の行為に基づいて支払われるべき補償の金額を検討せねばならないという判断が示されたことも注目される。国際投資の多くは投資先の国家の政情に関するリスクを伴うものであると言える。投資保護条約においてこれらの特殊な事情に関する規定がおかれる場合が多い⁽⁵⁰⁾こともそのリスクの存在を示すものと考えられる。ただし、争乱状態はあくまで一般的な社会状況に留まるのであつて、財産権の取用に対する補償が認められるか否かは、その中で行われた国家の個々の行為の内容が財産権を奪取する効果を持つものか否かの判断にかかつている⁽⁵¹⁾と言える。

第二節 補償の算定方法

スターレット事件に見られる取用に関する国際法規則

国有化や収用に関する補償、あるいはそれに伴う国家契約違反についての損害賠償の金額の算定が行われるとき、逸失利益をどの程度考慮するかが一つの論点となる。これは、ホルジョウ工場事件で常設国際司法裁判所(PCIJ)が、国家責任の結果としての事後救済の原則を示した際に、この事件の原因行為であるポーランドの国有化措置の違法性を認定し、違法性の有無が逸失利益の算定に影響を与えることを認める判決を示して以来、一般的に支持されてきた立場であると言つてよい。ただし、ノルウェー船の所有者に関する事件の仲裁裁判所の判断に見られるように、⁽⁴³⁾正当な補償 (just compensation) が被害者の被った損害を完全に補填する補償 (full compensation) であることが認められていた時代には、こうした国有化や収用行為の違法性の認定は実質的な補償の金額に影響を与えるものとは言えなかつた。第二次世界大戦以降、天然資源に対する恒久主権の主張の一環として国有化や収用の際の補償の金額を低廉なものに制限する試みがなされるようになると、⁽⁴⁴⁾国有化や収用の違法性の如何によつて補償の金額を区別する立場が示されるようになる。こうした立場は、⁽⁴⁵⁾リアムコ事件や⁽⁴⁶⁾アミノイル事件などのような最近の仲裁判断で繰り返されてきたものである。確かに、最近の投資保護条約では、正当な補償や完全な補償といった文書が多く使われる傾向にあり、その意味で補償原則についての国際慣習法が天然資源に対する恒久主権の主張以前の状況にもどつつあるという主張が強くなる傾向にあることは事実である。しかし、アド・ホックな仲裁判断に関する限り、また、これらの判断が補償原則に関する国際慣習法にどのような影響を与えたかに関する議論を別として、補償の金額を低廉なものにおさえようとする主張の影響から原因行為の違法性の如何によつて補償の対象として認められる損害の範囲を区別する立場が出されるようになったことは否めない。

イラン―アメリカ請求権裁判所の場合はイランと米国の友好経済領事条約によつて、相互の国民の財産権が奪取さ

れた場合に、奪取された財産と完全に等しい金額である正当な補償が支払われることが規定されており、スターレット事件ではこの規定が文言どおりに適用された。この規定で規定される財産権の奪取に関してはその文言を見る限り原因行為が合法か違法かで補償の金額が異なるとは考えられない。従つて、これが文言どおり適用されるのであれば、この裁判所で財産権の奪取に関する紛争が扱われる場合、原因行為の合法性の如何は正当な補償という文言で示される補償の金額に影響を与えないことになる。しかし、スターレット事件でこそ論点として特に取り上げられなかったとはいえ、他のイラン—アメリカ請求権裁判所の判断でこの点が論じられた事件が実際に存在する。⁽³⁵⁾ またスターレット事件でも、請求者側がイランの収用行為の違法性に言及し、違法な収用に対する補償を請求する立場をとっているのに対して、裁判所も明言では違法性の如何への言及はしなかったものの、収用行為の存否の認定にあたってはイラン政府から補償の支払いに関してなんらの提言もなされなままに、建設計画が中断されていたことを事実として認める判断をしている。これはある意味でイランの行為の違法性を裁判所が間接的にせよ認めたと見なしうるのである。本件において最終的に認められた補償がカヴァーする逸失利益の範囲がかなり広がっているのは、このように原因行為の違法性が認められた結果であるとも考えられる。イラン—アメリカ請求権裁判所以外の仲裁判断の先例から見ても、国有化や収用という行為の合法性の如何に関する議論は補償の金額あるいはそのカヴァーする範囲の決定に大きな影響を及ぼすようになっていゝと言つてよいであらう。

スターレット事件において逸失利益に対する補償が幅広く認められたもう一つの要因として、収用にあたる行為が行われる前まで本件の建設計画が順調であった点も見逃されてはならない。請求者側が建設計画の順調な進捗状況を強調する主張を行い、これが認められたと言えるのである。事業を継続的に展開している企業が収用の対象となる場

合の補償がどのような範囲の損失をカヴァーすべきかについては、補償の支払い義務の存否に関する議論と同様に多様な学説が示されてきた。こうした場合にはとりわけ、収用されたと主張される財産権がどの程度の継続企業価値を持つのかを論ずるにあたって、自らの企業活動が収用の時点で順調な展開を見せていたことを請求者側が証明することが重要であると言える。すなわち、将来的に十分な利潤が見込まれるという可能性を証明することが請求者側にとって不可欠なのである。このことは、イラン⁽¹⁸⁾アメリカ請求権裁判所の他の判断で、会社の活動が軌道に乗っていない場合や会社の経営に将来性が認められない場合に逸失利益に対する補償が認められない事例が見られることからも導きうる結論である。スターレット社は、自らの継続企業価値の証明に成功したのであり、その結果として、補償の金額の算定の際にイラン⁽¹⁹⁾アメリカ請求権裁判所の一連の仲裁判断の中であまり多くの事例で認められてはいない D C F 方式が適用されたと言つてよいであろう。この他に D C F 方式が採用された裁判所の判断としては、スターレット事件の後に出されたフィリップス石油会社事件がある。この判断では、収用された財産権が契約上の権利を中心とするものである場合、この裁判所が判断を求められる収用された財産権と完全に等しい正当な補償の算定に適した方式は D C F 方式であると述べてこれを採用する立場をとつて⁽²⁰⁾いる。

終わりに

スターレット事件に限らず、イラン⁽²¹⁾アメリカ請求権裁判所の仲裁判断には、収用に関する国際法上の規則の具体的な内容を検討した多くの事例が見られる。それぞれの論点について、法廷によつて、あるいは仲裁人によつて判断

が異なることもあり、一つの仲裁判断から結論を出すことは妥当ではない。しかし、個々の仲裁判断をその事実関係も含めて研究し、他の事例と比較することによって、この裁判所が示してきた仲裁判断の国際法上の意義を論ずることが可能になると考えられる。本稿でもスターレット事件との比較においていくつかの仲裁判断を取り上げたが、それらもまた、それぞれの事実関係を背景としつつ、収用に関する規則の内容が検討された事例である。今後この裁判所やその他の裁判所の事例研究を続け、国有化や収用に関する国際法上の原則の内容を比較検討していきたいと考える。

注

- (1) J. A. Westberg, "Compensation in Cases of Expropriation and Nationalization: Awards of the Iran-United States Claims Tribunal," 5 *ICSID Review-Foreign Investment Law Journal* 256 (1990), p. 256. このようにその行為が「個別」のものである点で、収用は国有化、すなわち国家が社会経済制度の改革のための全般的な計画の一環として個人の所有する財産権を国家の管理下に移転する行為とは性質の異なる行為である。両者の関係については、イランIIアメリカ請求権裁判所でも検討された事例がある。例えば、アモコ事件で裁判所は収用と国有化の相違点を明確にし、請求者側が、UPCが国有化されていない状況で同様の事業を行う会社の収用が行われたことを根拠として、無差別原則違反を理由に問題となっている収用行為の違法性を主張したのに対し、裁判所は国有化という全体的な政策の一段階として個別の収用が起る可能性を認め、そのような場合、無差別原則に違反するとはいえないと判断した。(Amoco *International Finance Corporation v. Iran* (hereafter Amoco case), 15 *Iran-United States Claims Tribunal Reports* (hereafter Iran - U. S. CTR) 189 (1987), para. 114, p. 222-223 and paras. 139-142, pp. 231-232.)

- (2) *Revere Copper and Brass, Incorporated v. Overseas Private Investment Corporation*, 17 *ILM* 1321 (1978).

- (3) *Liberian Eastern Timber Corporation v. the Government of the Republic of Liberia*, 26 *ILM* 647 (1987).
- (4) L. Henkin, et al. *International Law, Cases and Materials*, Third Ed. (1993), pp. 722-723 and R. Higgins, "The Taking of Property by the State: Recent Developments in International Law," 176 *RCADI* 259 (1982), pp. 322-354.
- (5) D.W. Bowett, "State Contracts with Aliens: Contemporary Developments on Compensation for Termination or Breach," 59 *BYIL* 49 (1988), p. 69.
- (6) General Declaration of the Government of the Democratic and Popular Republic of Algeria, 20 *ILM* 224 (1981) and Declaration of the Government of the Democratic and Popular Republic of Algeria Concerning the Settlement of Claims by the Government of the United States of America and the Government of the Islamic Republic of Iran, 20 *ILM* 230 (1981). 以下、前者を General Declaration 後者を Claims Settlement Declaration とする。
- (7) D. P. Stewart and L. B. Sherman, "Developments at the Iran-United States Claims Tribunal: 1981-1983," 24 *Virginia Journal of International Law* 1 (1983), pp. 2-4 and A. Mouri, *The International Law of Expropriation as Reflected in the Work of the Iran-U. S. Claims Tribunal* (1994), pp. 1-6. 前者の論文の二人の著者はイラン・ヒアメリカ請求権裁判所に米国政府側から関わった。また、後者の著作の著者は同裁判所にイラン政府側から関わった。三人はいずれも、これらの著作における記述が政府の意見の代弁はないと明言しているが、やはりこうした立場の相違がその記述に影響を及ぼしていることは否めない。
- (8) Mouri, *ibid.*, p. 7.
- (9) Claims Settlement Declaration, *op. cit.*, p. 232.
- (10) Paragraph 7 of the General Declaration, *op. cit.*, p. 226. ただし、このような保証システムはイラン国民の請求者に対しては確保されていない。
- (11) Claims Settlement Declaration, *op. cit.*, pp. 231-233.

- (12) Mouri, *op. cit.*, pp. 13-14.
- (13) *INA Corporation v. the Government of the Islamic Republic of Iran* (hereafter *INA case*), 8 *Iran-U. S. CTR* 373, (1985), pp. 377-379. 学説としては以下がある。 O. Schachter, “Expropriation in the Restatement (Revised),” 78 *AJIL* 176 (1984).
- (14) *Ibid.*, pp. 393-402. 最近の学説としては以下がある。 P. M. Norton, “A Law of the Future or a Law of the Past? Modern Tribunal and the International Law of Expropriation,” 85 *AJIL* 474 (1991).
- (15) *Starrett Housing Corporation, Starrett Systems, Inc., Starrett Housing International, Inc. v. the Government of the Islamic Republic of Iran, Bank Markazi Iran, Bank Omran, Bank Mellat, Award No. ITL 32-24-1, Interlocutory Award*, 4 *Iran-U. S. CTR* 122 (1983). (hereafter *Interlocutory Award*)
- (16) *Starrett Housing Corporation, Starrett Systems, Inc., Starrett Housing International, Inc. v. the Government of the Islamic Republic, of Iran, Bank Markazi Iran, Bank Omran, Bank Mellat, Award No. 341-24-1, Final Award*, 16 *Iran-U. S. CTR* 112 (1987). (hereafter *Final Award*)
- (17) *Interlocutory Award, op. cit.*, pp. 123-124.
- (18) *Ibid.*, pp. 126-128.
- (19) 不可抗力に関しては以下のような規定が第十一条に置かれている。

(不可抗力) 両当事者間では以下のように合意する。神の行為、反乱、暴動、火事、戦争や戦争に類似した活動、爆発、事故、政府の行為、敵国政府の行為、流行病、イラン政府あるいはアメリカ政府の法律、規則あるいは制限等のような不可抗力の故に、この合意の下での両当事者のそれぞれの義務の履行が遅滞した場合、両当事者は建設計画の日程の遵守の義務と、第十二条に規定される遅滞の理由の書面による通告を行った後に設定された期限の遵守の義務を免れる。このような事態において両当事者は遅滞の原因を排除、あるいは是正し、新たな日程に関する合意を結ぶものとする。政府の行

為、法律、規則、イラン政府による制限の故に、一方当事者、あるいは両当事者が義務を遂行することが実際的ではない、または不可能な場合、この合意と建設計画は終了し、既に弁済された額を差し引いた手付金金額と、計画について実際に要した費用の回復をスターレット社が銀行から受けられるような形で、最終的な紛争解決が行われる。また、銀行側は、合意の対象となっている土地に対する権原を当該土地の付加価値を含めて取得する。この合意の履行を妨げるようなその他の全ての不可抗力の場合に、両当事者は計画の実行に関する義務を解除され、その期日までになされた全ての役務を考慮したうえで、衡平な解決に関する合意が達成されない場合、各当事者は紛争を第十三条に規定される仲裁に付託することが出来る。(Ibid., pp. 127-128.)

(20) Ibid., pp. 128-129.

(21) 標準契約の第五条には、'建設工事の二年以内の終了が規定されている。ただし、不可抗力の場合は遅延が認められるともされる。(Ibid., p. 129.)

(22) Ibid., pp. 128-129.

(23) Ibid., p. 130.

(24) Ibid., pp. 130-132.

(25) Ibid., pp. 132-135.

(26) Ibid., pp. 135-138.

(27) Ibid., pp. 138-141.

(28) Ibid., pp. 141-143.

(29) Ibid., pp. 144-150.

(30) Ibid., pp. 150-154.

(31) この財産権の奪取の期日の決定は補償の金額の算定の際、逸失利益の算定開始日や利子の算定の基準日として重要な

意味を持つ。

- (32) *Ibid.*, p. 156.
- (33) *Ibid.*, pp. 157-159.
- (34) Concurring Opinion of Howard M. Holtzmann, *ibid.*, pp. 159-182.
- (35) *Final Award, op. cit.*, paras. 6-247, pp. 117-189.
- (36) *Ibid.*, paras. 261-262, pp. 195-196.
- (37) *Ibid.*, paras. 263-275, pp. 196-200. 本件では、裁判所は専門家の報告書を非常に高く評価する姿勢を示しているが、専門家の報告書の意義に関して、そこに示された企業の価値の算定法などが明示されていないなどの理由でその内容を疑問視し、これが用いられなかった事例も見られる。(INA case, *op. cit.*, pp. 380-383)
- (38) *Final Award, op. cit.*, paras. 277-281, pp. 201-202.
- (39) *Ibid.*, paras. 282-301, pp. 202-208.
- (40) *Ibid.*, paras. 302-323, pp. 208-216.
- (41) *Ibid.*, paras. 324-335, pp. 216-220.
- (42) *Ibid.*, paras. 336-359, pp. 220-230.
- (43) *Ibid.*, paras. 360-362, pp. 230-231.
- (44) *Ibid.*, para. 373, pp. 235-236.
- (45) *Ibid.*, pp. 237-255.
- (46) *Ibid.*, pp. 255-256.
- (47) 国家対個人の契約に関する責任の問題については、以下の拙稿を参照のこと。〔国際仲裁に見られる国家契約の性質〕『国際関係論研究』第五号（一九八六年）二〇—二六ページ。

スターレット事件に見られる取用に関する国際法規則

- (48) R. Higgins, *op. cit.*, pp. 283-284.
- (49) *Norwegian Shipowners' Claims*, 1 *RIAA* 307, pp. 323-325.
- (50) *Libyan American Oil Company (LIAMCO) v. the Government of the Libyan Arab Republic* (hereafter *LIAMCO case*), 20 *ILM* 1 (1981), pp. 79-82.
- (51) 例えは、以下のような規定が見られる。日中投資保護協定（一九八八年）'第六条'及び、Article 6, Agreement Concerning the Promotion and Protection of Investment, Japan and Sri Lanka, March 1, 1982, 21 *ILM* 963 (1982), pp. 966-967, Article 4 (4), Agreement for the Promotion and Reciprocal Protection of Investments, France and Union of Soviet Socialist Republics, July 4, 1989, 29 *ILM* 317 (1990), p. 325, Article 4 (3), Treaty Concerning the Promotion of Investments, Federal Republic of Germany and Poland, November 10, 1989, 29 *ILM* 333 (1990), p. 340, and Article 4 (3), Treaty Concerning the Reciprocal Encouragement and Protection of Investment, Argentina and the United States, November 14, 1991, 31 *ILM* 124 (1992), p. 131.
- (52) 軍の行動によって外国人の財産権が侵害されたか否かが問題となった事例として以下をあげる事ができる。いずれも投資紛争解決国際センターの仲裁判断である。前者では、アムコ社の契約上の権利はインドネシアを相手方とするものではないが、ホテルの破壊が国軍と警察の行動によるものである点を根拠として補償の請求が認められた。後者の場合には、海老の養殖工場の破壊それ自体が政府軍の行動によるということが充分には立証されていないと判断され、投資保護条約に基づく保護義務違反のみに対するスリランカの責任の結果としての補償が認められた。（*Amco Asia Corporation et al. v. Indonesia*, 23 *ILM* 351 (1984), pp. 375-377 and 24 *ILM* (1985), pp. 1033-1035, and *Asian Agricultural Products Ltd. (AAPL) v. Sri Lanka*, 30 *ILM* 577 (1991), pp. 605-619.）
- (53) *Factory at Chorzów (Claim for Indemnity) (Merits)*, *P. C. I. J. Ser. A. No. 17*, p. 47.
- (54) *Norwegian Shipowners' Claims, op. cit.*, p. 338.

- (55) 例えば、天然資源に対する恒久主権に関する決議(決議一八〇三(XVIII))第四項や国家の経済的権利義務憲章(決議三二八一(XXIX))第二條等に、この立場が典型的に示されている。
- (56) *LIAMCO case, op. cit.*, pp. 74-82.
- (57) *Kuwait v. the American Independent Oil Company (Aminoil)*, 21 *ILM* 976 (1982), pp. 1032-1037.
- (58) アモコ事件で裁判所はDCF方式によって算定される補償は違法な取用の際に認められる完全な補償を算定する場合に適切であり、合法的な取用が問題となっている本件ではこの方法を用いて補償を算定することは適当ではないとの判断を示している。(*Amoco case, op. cit.*, paras. 207-209, p. 252 and paras. 227-259, pp. 258-269. ただし、条約上の義務として正当な補償としての完全な補償の支払いが規定されている場合にまで、取用行為の違法性の如何によって補償の金額が異なるという判断がなされると、投資保護条約の意義が薄れることになるであろう。
- (59) *American International Group, Inc. and American Life Insurance Company v. the Islamic Republic of Iran and Central Insurance of Iran (Binieh Markazi Iran)*, 4 *Iran-U. S. CTR* 96 (1983), pp. 107-108, *Phelps Dodge Corp. and Overseas Private Investment Corp. v. Iran*, 10 *Iran-U. S. CTR* 121 (1986), pp. 132-133 and *Sola case, op. cit.*, pp. 239-242.
- (60) イラン⇨アメリカ請求権裁判所では、アメリカ側の当事者が継続企業価値を算定する方法としてDCF方式を主張し、これに対してイラン側が簿価による算定を主張するという形で、取用された企業の価値の算定方法に関する立場の相違がしばしば見られる。DCF方式によって継続企業価値が算定されればより多額の補償が得られると言える。なお、様々な補償の金額の算定方式の基本的概念やイラン⇨アメリカ請求権裁判所でのそれらをめぐる議論は以下の文献で非常に詳細に検討されている。(Mouri, *op. cit.*, pp. 408-550, 特にDCF方式については、pp. 462-480.)
- (15) *Phillips Petroleum Company Iran v. the Islamic Republic of Iran, the National Iranian Oil Company*, 21 *Iran-U. S. CTR* 70 (1989), pp. 122-125.

